




◎ごみを出した時は、自分のごみが収集されたか確認しましょう。

◎自分の出したごみが残された場合は、再分別し、次回の収集日に出し直しましょう。

- ごみ（資源、大型等含む）は、朝8時45分までにお住まいの地域で決められたステーションに出しましょう。（ステーションは各町内会等で管理しています。）
- 可燃ごみは黄色・不燃ごみは緑色の指定のごみ袋で出しましょう。
※袋の中を黒い袋で覆い隠した状態のものは回収されません。ただし、指定の袋の中に小分けになった黒い袋が多少入っている程度であれば問題ありません。
- 段ボールは必ずひもで縛って、新聞は縛るか袋に入れて出しましょう。
- 資源ごみの「プラスチック製容器包装」は、マークが付いているもののみとなりますので、プラスチック製のおもちゃ、荷づくり用のひも（PPバンドなど）、プラスチック製のハンガー等は、可燃ごみになります。
- 資源ごみは、中を空にし、汚れを落とし、水分を切った状態で出してください。
※資源ごみとして出された袋の中に汚れた資源ごみが混ざっているもの（飲み残り、食べ残り等で袋の中に汚れが回っている）は資源ごみとして回収されません。
- 汚れの取れない資源ごみは、次のとおり分別して出して下さい。
 - ・汚れたプラスチック製容器包装（カップ麺のタシの袋等で汚れの取れないもの）
工作等に使用したペットボトル、タシや臭いの取れない紙製容器等 ～可燃ごみ
 - ・塗料や汚れがこびり付いた缶類・びん類 ～不燃ごみ

☆ごみの分け方・出し方ガイドブックの変更点☆

- ◎ スプレー缶やかセットガスボンベ等は、穴を開けずに出しましょう。
（中身は使い切って（出し切って）、必ず空にしてください）
【平成27年10月から変更】
- ◎ びんは、ラベルを取りはずさなくても資源ごみとして出せるようになりました。ふたやキャップは引き続きはずします。（はずせないものはそのまま資源ごみとして出すことができます。）
【平成30年4月から変更】

ごみに関するお問い合わせ

- 月形町役場住民課生活環境係 住所：月形町1219番地（市北8）
電話：53-2323 FAX：53-4373 Eメール：jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp
- 月形町衛生センター 住所：月形町字知来乙957番地（月ヶ岡）
電話：53-2022